木更津市民生委員推薦会議事録

日　時　令和５年9月20日（水）午前9時59分から午前11時21分まで
場　所　木更津市役所　朝日庁舎　会議室Ｅ
出席者　委員長　永原　利浩　（第1号委員）
委員　竹内　伸江　（第1号委員）
委員　及川　勝正　（第2号委員）
委員　髙梨　豊　（第2号委員）
委員　滝口　君江　（第3号委員）
委員　髙安　清美　（第3号委員）
委員　早川　律子　（第4号委員）
委員　石川　恵美子（第4号委員）
委員　藤﨑　仁　（第5号委員）
委員　清水　和也　（第6号委員）
委員　鹿間　和久　（第7号委員）
説明員　森竹　慎子　（健康こども部子育て支援課）
説明員　石川　美智子（健康こども部子育て支援課）
幹事　大倉野　映子（福祉部福祉相談課）
幹事　兵藤　伸江　（福祉部福祉相談課）
書記　近藤　綾香　（福祉部福祉相談課）

〇事務局（兵藤係長）
　それでは、定刻前ではございますが、出席予定の皆様がお揃いですので、ただいまから、木更津市民生委員推薦会を開会いたします。本日は、ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。
　私は、進行を務めさせていただきます、福祉相談課の兵藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　始めに、事務局よりご報告がございます。本推薦会の委員でございました、木更津市区長会連合会からご推薦の北村和則委員から、令和5年7月6日付けで辞任願が提出されました。これを受けまして、後任の委員として、本日はご欠席でございますが、青木健委員が委嘱されましたので、ご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
　次に、事務局の紹介をいたします。
　まず、区域担当の民生委員・児童委員の推薦につきまして、福祉相談課　課長の大倉野でございます。担当の近藤でございます。
　つづきまして、主任児童委員の推薦につきまして、子育て支援課　課長の森竹で

ございます。係長の石川でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
　続いて、現在の本市の欠員状況につきましてご説明いたします。
　まず、区域担当の民生委員・児童委員でございますが、前回の推薦会開催時における欠員数は、33名でございましたが、その後、5月末及び7月末にそれぞれ1名辞職され、また、前回の推薦会でお諮りいたしました3名全員が、8月1日付けで委嘱されましたので、現在の欠員数は32名となっております。
　また、主任児童委員につきましては、欠員数は現在3名となっております。
　それでは、資料の確認をさせていただきます。
　本日配布した資料は、1つ目、「次第」と裏面が「推薦会委員名簿」になっております。2つ目、「民生委員・児童委員選任に関する一般方針について」及び「主任児童委員に関する一般方針について」をホチキス留めしたもの、3つ目が、「民生委員・児童委員欠員状況一覧」、4つ目は、「委員長から提出のありました写真の写し」の4点でございます。不足はございませんでしょうか。
　また、事前にお送りさせていただきました「候補者資料」につきまして、本日お持ちでない方はいらっしゃいませんでしょうか。
　なお、この事前にお送りさせていただきました「候補者資料」につきまして、訂正が2か所ございますので、ご確認をお願いいたします。
　まず、8ページ「推薦書」でございますが、中段付近、「令和　年度民生委員・児童委員欠員補充に伴う…」の部分でございますが、年度が抜けてしまっておりますので、こちら「5年度」と加筆していただくようお願いします。
　次に、最終の16ページ、「外字等リスト」の「対象の文字」の欄に、「齊藤」の「齊」の文字が入ってしまっておりますのが、こちらは、右隣の「外字等1」にあります、「[redacted]」の「[redacted]」の文字が入りますので、訂正をお願いいたします。
　よろしいでしょうか。
　なお、資料のうち、「候補者資料」につきましては、個人情報が含まれておりますため、推薦会終了後は回収させていただきますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
　それでは、議事に先立ちまして、委員の出席数の確認をいたします。
　本日の出席委員数は、委員定数14名中、11名でございます。過半数の出席をいただいておりますので、民生委員法施行令第4条により、本推薦会は成立いたしました。
　また、本推薦会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号及び木更津市民生委員推薦会規則第5条により、非公開となっております。
　なお、本推薦会の議事録を作成する都合上、録音させていただいておりますので、ご承知おきください。
　それでは議事に入ります。

本推薦会の議事進行につきましては、民生委員法施行令第3条の規定によりまして、委員長に議長を務めていただくこととなっております。
永原委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

〇議長（永原委員長）
皆様おはようございます。本日議長を務めます、永原でございます。
本推薦会は、民生委員・児童委員の候補者について審議し、県に推薦するものでございます。委員の皆様方と共に、慎重に審議してまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
それでは、審議に入らせていただきます。
議題（1）「議事録署名人の選出について」でございますが、こちらは、及川委員と、髙梨委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
続きまして、議題（2）「民生委員・児童委員の推薦について」を議題に供します。
本日の推薦会は、民生委員・児童委員が欠員となっている地区から推薦がございました、候補者2名についてご審議いただくものでございます。
まずは、事務局の説明を求めます。
始めに、福祉相談課、お願いいたします。

〇事務局（大倉野課長）
福祉相談課　課長の大倉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
今回ご審議いただく区域担当の民生委員・児童委員の候補者は[redacted]の1名で、新任の方となっております。任期は、令和5年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。
それでは、本日配付いたしました資料の、「民生委員・児童委員選任に関する一般方針について」をご覧ください。こちらは、民生委員に就任するための、要件に関する一般方針を県が取りまとめたものでございます。
まず、「1　選任に当たっての一般方針について」でございますが、民生委員は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のあること、などの要件がございます。こちらは、「候補者資料」にございます、「個人調書」の右側、「適否事項」の項目にて判断することとなります。
次に、「2　年齢について」でございますが、民生委員・児童委員の年齢要件につきましては、委嘱日となる令和5年12月1日現在において、原則75歳未満となっており、さらに、新任の場合は、72歳未満の方の選出に努めることとなっておりますが、今回ご審議いただく候補者につきましては、年齢の基準を満たしております。
また、「4　その他留意事項」でございますが、まず、「（1）職業」につきまして、会社員等の常勤の被雇用者は、推薦に関する雇用者からの同意が必要となっており

ますが、推薦者より、「今回の候補者につきましては常勤ではございますが、[redacted]の[redacted]であるため、同意書は候補者ご自身が作成することになってしまう」とのことでしたので、その旨を県に確認したところ、「同意書もしくは、雇用者の同意書が添付できない理由書のどちらかがあればよい」とのことでしたので、同意書の代わりに理由書が添付されております。

次に、「（2）時間的余裕」及び「（3）地域在住期間」につきましても、「個人調書」にございますとおり、要件を満たしております。

以上により、今回ご審議いただく候補者につきましては、すべての要件を満たしております。委員の皆様には、候補者につきましてご審議していただきたいと思います。

最後に、欠員の解消に向けて、現在は主に自治会に依頼することでその解消に努めておりますが、欠員となっている自治会からは、候補者を探すことが難しいとのお話もうかがっておりますので、今後は自治会と協力し、学校のPTAのほか、地域のボランティアや福祉活動を行う団体などにも幅広く働きかけを行い、候補者の確保に努めてまいりたいと思います。

私からは以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長（永原委員長）

続いて、子育て支援課、お願いいたします。

〇事務局（石川係長）

子育て支援課の石川と申します。宜しくお願いいたします。私からは、主任児童委員の欠員補充についてご説明申し上げます。

事前にお配りしました「民生委員・児童委員候補者資料」をご覧ください。

主任児童委員は、民生委員の地区会長の推薦によることとなっており、推薦書を頂戴しております。本日、皆様にお諮りいただくのは、[redacted]の1名でございます。[redacted]におきましては、令和4年12月1日から既に主任児童委員1名を委嘱しております。

ご審議いただくにあたり、選任基準及びご審議いただく候補者の概要についてご説明申し上げます。本日配布いたしました別紙2「主任児童委員選任に関する一般方針について」をご覧ください。本資料は主任児童委員の要件に係る一般方針を県が取りまとめたものです。

まず、資料中段、「3　主任児童委員候補者に係る選任基準について」をご覧ください。「（1）児童福祉に関する理解と熱意及び専門的な知識と経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となって積極的な活動が期待できる方」を選出す

ることとなります。
　選任者の例は、次の（1）から（4）までとなっております。
「（1）児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者」、「（2）学校等の教員の経験を有する者、」「（3）保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者」、「（4）子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を有する者」。
　今回の候補者につきましては、（4）に該当します。
　続きまして、「（2）女性の積極的な登用」についてでございます。現在、この地区は女性1名に委嘱してございますので、今回、[redacted]の候補者でも要件を満たしております。
　続きまして、「（3）原則として、55歳未満の方」となっております。もっとも、例外として地域の実情に応じ、65歳未満までの方を推薦できることとなっております。今回の候補者は令和5年12月1日現在で[redacted]歳でございますが、地域にて「子ども食堂」活動に主体的に協力し、その中で「子どもの学習支援」を行うなど、子育て支援に関する活動に積極的に取り組んでおります。主任児童委員としてふさわしい方で、また65歳未満であるため、この基準を満たしております。
　（4）につきましては、新任のため割愛します。
　続きまして、「（5）常勤の被雇用者は、雇用主の同意書を添付」についてでございます。今回の候補者は、自営業でございますが、「日中に主任児童委員活動との両立は可能」とのことでご自身による「同意書」の添付がされております。
　以上で主任児童委員についてのご説明を終わります。
　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長（永原委員長）
　ご説明ありがとうございました。
　それでは、事務局より事前に配布されております「候補者資料」につきましては、概ね目を通していただいていると思いますが、内容を審査する時間を5分程とりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（5分程度）

〇議長（永原委員長）
　どうでしょう、そろそろよろしいでしょうか。
　資料に基づき審査をさせていただきます。
　まず、ご意見・ご質問等をうかがいますが、今回は2名が推薦の対象となります。
　話があちらこちらに行ってしまうとわかりづらくなるので、1件ずつ質疑を分け

たいと思います。よろしくお願いします。
　まず、1つ目の候補者、[redacted]さんのことについて、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

〇滝口委員
　私はこの方、賛成です。

（質疑・応答なし）

〇議長（永原委員長）
　それでは、[redacted]さんについては、特に質疑はないということでよろしいでしょうか。
　続きましては、主任児童委員の候補者、[redacted]さんについて、質疑等がございましたらお願いします。

〇及川委員
　要件としては満たしていると思うのですが、元々[redacted]ですよね、この方は。[redacted]で[redacted]を[redacted]なさっていて、政党の都合でこっちの[redacted]の対立候補ということで木更津市に住所を移して立候補して、残念ながら敗れて、という状況。
　[redacted]さんが主宰している子ども食堂の手伝いをなさっていて、[redacted]の[redacted]が推薦したということだが、民生委員の立場としては、政治的には中立でないといけないことが大前提だと思う。政治の色が濃い方が、その中に入っていることに疑問を感じるのが、正直なところです。

〇滝口委員
　子ども食堂については、「[redacted]」というところを手伝っていると思うのですが、ここは[redacted]さんが責任者。その前は[redacted]さん。[redacted]さん、[redacted]になりましたよね。そこへ、この[redacted]さんが一緒に働く、そこでやってるんですよね。そういう系列だから。
　それでその人が主任児童委員と言ったって、2年何か月、木更津にいるという形になっているけれども、市内に看板が立っていて、常に写真がいっぱい載ってます。目立ってます。この看板、取っていないんです。車で通ると目立ちますよね。
　私としては、この方は不賛成です、申し訳ないけど。皆さんどう思うか知りませんが、色々調べてきました。[redacted]さんが[redacted]であるので、選挙活動にも影響する可能性もある。また、自分が出る可能性もある。

そういう点から、私は不賛成です。

○議長（永原委員長）
まだ採択の段階ではありませんが、疑義があるということでよろしいでしょうか。
他にございますか。

○竹内委員
推薦会の委員ということで、責任があるので何点か確認したいと思います。
12ページの推薦書に書いてあるように、[redacted]民生委員児童委員協議会からの推薦ということで、私は重く受け止めなければいけないとは思っております。その上で確認なのですけれども、私もインターネットで検索しまして、[redacted]さんが党所属の「[redacted]」というような肩書きになっておりました。それで、[redacted]立候補されるのかな、その辺はわかりませんけれども。
11ページの「適否事項」がありますよね、そこの「職務を政治活動に利用するおそれ」のところが「なし」と。これは協議会のほうで書くのでしょうか。本人ではなくて。

○事務局（石川係長）
地区の会長が、本人に確認をして書いていただいています。

○竹内委員
政治活動に利用する恐れがないということは、今度の選挙のときは頼むよ、とか、これは気をつけなければいけないことだと思います。ほかに、これは政治活動に利用しているのではないかという、例えばこういうことをしてはいけないという事例があれば教えていただきたい。

○事務局（森竹課長）
今までそういった事例はありませんが、この推薦候補者については、地区会長ですとか、地区の方には、「政治と切り離していただかないといけない。」とお話をしております。地区会長も長くやっていただいている方なので、政治と切り離さなければいけないことはよくご存知の方で、承知はしていただいております。

○竹内委員
ありがとうございます。それと、続けていいでしょうか。12ページ、推薦書の「こども食堂に参加するなど地域に貢献をしている」の「など」、これは何をされているのでしょうか。

○議長（永原委員長）
　はい、森竹課長。

○事務局（森竹課長）
　こちらについても、地区会長と地区の方に確認させていただいたところです。その話の中で、商業施設で余った食材を、地区の高齢者へ配達していると聞いております。配達や仕分けのお手伝いを、[redacted]さんがしていただいていることを確認しております。

○竹内委員
　今、子ども食堂は子どもだけでなく高齢者も入っているのですよね。
　もし、主任児童委員になられて、これを政治活動に利用しているのではないかという話があったときに、また審査をするのでしょうか。

○議長（永原委員長）
　はい、森竹課長。

○事務局（森竹課長）
　こういう審査会ということではないですけれども、ご本人に「こういうことは良くないですよ。」ということを言っていくことになると思います。

○竹内委員
　すみません、最後の質問です。
　14ページの同意書で、お勤め先が[redacted]ということですが、これは本人が大丈夫と言えばいいのでしょうか。

○議長（永原委員長）
　はい、森竹課長。

○事務局（森竹課長）
　こちらについても、勤務先、会社が[redacted]ということで、地区会長と地区の方に確認していることなのですけれども、[redacted]の会社ではあるけれども、主任児童委員として活動できるということは確認しております。

○議長（永原委員長）

他にございますか。石川委員、どうぞ。

○石川委員
[redacted]さんの仕事はどんな仕事なのでしょうか。そんなに昼間出て来られるのでしょうか。社長であるということなのでしょうけれども。

○議長（永原委員長）
私も色々調べまして、手広くやっているようですけれども、駐車場を貸している会社であったり、忘れてしまいましたけれども、色々名前が出てきました。不動産関係の。

○石川委員
不動産関係ですか。

○議長（永原委員長）
それだけではないかもしれませんが、色々。

○石川委員
わかりました。

○議長（永原委員長）
他にございますか。はい、鹿間委員。

○鹿間委員
この人の実態については、各委員からも色々言われていますが、私も最初見たときに、クエスチョンマークだったことは事実です。ただ我々が判断するには、実態調査なんかしないですよね。たまたま地域の人がいるから、こういう状況であるとか、調べてわかりましたけれども、我々が審査するには、この調書で基本的には審査することになってしまいますよね。
そうなると、まず1点目、居住について、2年以上であればOKというのがありますけれども、ただ、今言われたように、[redacted]で、なおかつ常勤で、居住の実態、木更津に戻っても夜に主任児童委員の活動をされるのかわかりませんけれども、適合するのかどうかわからないです。書類だけでしたらOKになってしまいます。だけれども、皆様の意見とか看板の写真とか、確かに疑義があるので、それは我々が判断する際に、この資料でOKとしてよいのか。皆様地元にいるので、この資料で「実態がこんなもんじゃない」という意見が出た場合について、それをどう判断

されるのかがわからない。竹内委員がおっしゃったように、政治的活動について判断するのは、11ページのここしかないですよ、我々が判断するには。でも、色々な方々からの意見をきいてみると、ちょっと疑義が生じるというのはそのとおりです。
　適否欄に「なし」と「不詳」があるが、「不詳」とチェックしたらどうなるのでしょう。その時点でバツになるのでしょうか。我々は、ここは推薦することができない、「不詳」っていうのは「わからない」ということですよね。地元の方たちや本人は、政治的活動をしませんっていうのはありますけど、だけど状況を見るとクエスチョンマークですよ。そうすると、ここを「不詳」ということに切り替えて出した場合っていうのは、それはどうなっちゃうのですか。

〇議長（永原委員長）
　兵藤係長。

〇事務局（兵藤係長）
　年齢要件等もそうなのですけど、県に確認したのですが、結局、「それでも推薦したい」ということで理由書があれば、推薦にあげてもらって、ということでした。

〇鹿間委員
　「職務を政治活動に利用するおそれ」のところに「不詳」とチェックされたときの理由書は、住民票としては2年11か月になっていて、なおかつ本人からも活動に支障はないと言われていて、活動できる、子ども食堂の活動もやっていて、だけども諸々考慮すると、議員をやっていたという過去の経緯を踏まえて、民生委員推薦会では、ここははっきり「なし、だめだよ」という結論が出て、「不詳」に調書を変えたと、理由書はそういう形で出すということですか。で、通るか通らないかは県まかせということですか。不詳の意味というのが、「なし」と「不詳」というのが。「不詳」とはわからないということですよね。まして政治活動なんていうのは本人が「ない」というのは隠せない。「しません」と言われたらそれを信じるのか。そうはいうものの、我々としてはこういうのがあるし実態としてはこうだし、その辺りの特に政治的な判断が難しいなと。

〇議長（永原委員長）
　はい、大倉野課長。

〇事務局（大倉野課長）
　この「不詳」というのが、「あり」か「なし」ではないんです。「不詳」というふうになっているので。今はただの人なので、政治活動をしていてもOKじゃないですか。

それで、民生委員・児童委員になった後に、活動する、利用するおそれがないと言い切れない場合が「不詳」になりまして、例えば推薦会の場で、今の状況ではわからないとなれば、また地区会長に「このへんどうなんですか」と事務局から確認をさせていただいて、[redacted]の協議会のほうで「こういった理由で再度出します」とか「今後政治はやる予定はないです」ということで出すのかはわからないですけれども、理由書を書いていただいて、それを基にまたセットさせていただいて、またご審議いただいて、その結果どうなるかという形になっていきます。なので、今の段階で「ここが・・・」というのがあっても、今は直せない状況なので、気になる点はまた地区に持ち帰ってということしか、今の段階ではできません。

○鹿間委員

今の話をきくと、過去に議員をやっていようが、過去についてはいいんだけれども、なった後については一切利用しないということが確認できるかということについては、基本的には本人や、周りから意見で書くしかないけれど、我々は、ここで色々な実態をみると、やはりそれは疑問だと。なった後も、今までの経緯などをみると、疑問だと。そうすると、我々の意見はここで「なし」と断定できないのではないかというのが今の委員会の流れだと思う。それに対してもう一度確認して、今日の推薦会ではOKということは、皆さんの意見から出せないと思うんです。でも逆に、ダメだと言うこともまだ出せないような気もするんです。

それからもう一点、政治活動のところもそうなんだけれども、もっと気にしているのが、2 年 11 ヶ月の居住の実態というか、そっちのほうが、本当に、ここから[redacted]に行って、なおかつ常勤となっている、もともと[redacted]だから、そっちで、たまたま選挙でこちらに移って来て、実態知りませんけれども、住民票だけ移した、ということはないでしょうね。その辺の確認もむしろ必要、実態ですよね、主任児童委員になった場合に、本当に活動の時間が持てるのかということ、その辺が気になります。

地区にとってはなり手がいないので我々もなってほしいんだけれども、我々は推薦するかしないかという責務があるので、政治的なことと、居住実態、主任児童委員になった後に、政治活動に使わない、主任児童委員活動に時間を割けるのか、この2点について、私は判断がつかない、というのが今の意見です。

○議長（永原委員長）

ただいまこのお二方について県に対して推薦するかしないか皆様にお諮りすることにするわけですけれども、そこで県に推薦しないとなれば、鹿間委員がご心配されている、県に推薦をしないということを地元の方に事務局のほうから報告することになるんでしょうね。

僕もいくつか質問したいのですが、この資料だけでは読み取れないことがたくさんあると思うんです。候補者の住所が、[redacted]というのは現職の[redacted]の選挙事務所だと思うのだが、こちらは確認が取れていますか。

○事務局（森竹課長）
こちらですが、候補者の住所が現職の[redacted]の事務所と同じということは私の方も確認させていただきました。

○議長（永原委員長）
[redacted]議員の事務所ですよね。
もう一つ、[redacted]議員の選挙事務所に、どこの政党とかいうのではなくて、今政治の話がバンバン出ているので1個1個確認したいんですけれども、この住所は[redacted]議員の事務所と一緒です。その事務所の前に選挙で使うような政党の車が停まっていることを事務局は確認されておりますか。
森竹課長。

○事務局（森竹課長）
こちらの住所地に行って、係長と一緒に行って確認をしております。おっしゃるとおり、確認をした日には、その車が駐車してありました。

○議長（永原委員長）
この党車に看板が大きく乗っているが、この看板のキャッチコピーを紹介してもらっていいですか。森竹課長。

○事務局（森竹課長）
車の上には大きく目立つような形であったんですけれども、「お腹も心もいっぱいに」というような子ども食堂支援などの文言が書かれているのを確認しております。

○議長（永原委員長）
この候補者について、この資料の15ページに子ども食堂に関わる地域福祉に協力したいという強い思いが推薦文に書かれているんですけれども、難しい話ですが先程も、鹿間委員の名前を出して申し訳ないですが、この2年11ヶ月の実際の活動実績があるのかをまず確認したいのですが。森竹課長。

○事務局（森竹課長）

こちらについても、地区会長と地区の方に確認をしています。月に一度、土曜日に開催している子ども食堂に大体参加していていただいてるということをお聞きしております。それと、先程話をしたような、商業施設で余った食材を地域の方に配達ですとか、仕分けするお手伝いをしていただいていることを確認しております。

〇議長（永原委員長）
もう一点は、居住の実態について間違いないというお約束というか、調べはついているのですか。難しいと思うのですが。はい、森竹課長。

〇事務局（森竹課長）
こちらについても私のほうで実際住んでいるかどうかという確認は難しいところではあるんですけれども、地区に住んでいる方に確認をしておりまして、ここの住所地に住んでいるという確認はしました。

〇議長（永原委員長）
住んでいるのですか。

〇事務局（森竹課長）
はい、住んでいるということを地域の方から聞いております。

〇議長（永原委員長）
その地域の方って、誰。

〇早川委員
おうちの周りの方ですか。

〇事務局（森竹課長）
その方の住所はきいていません。同じ地区の方です。

〇議長（永原委員長）
僕は賛否に参加できないので、自分の気持ちを話させていただきますと、結論を先に言いますと、僕は推薦する候補者ではないと思っています。というのは、少し長くなるんですけれども、この候補者が受け持つ予定の地区には僕も住んでおります。その事務所に出入りしているかしていないかというのはよく見るところなんですけれども、現職の[redacted]の選挙事務所と住所がピッタリ一致していると。

それから居住の実態というところなんですけれども、僕はよく通る場所なんですけれど、夜に、その事務所の2階に明かりがともっているところを僕は一度も見たことがない。住民の方が「ある」と言っている根拠もよくわからないけれども。

それから、先程の事務局の回答どおり、政党の車も動かない状態で、「お腹も心もいっぱいに」という子ども食堂を連想させる看板を常に上げた状態にして今のところずっと放置している。

さらにこの候補者、[redacted]さんについてですけれども、地域の社会福祉活動を行っている実態を、僕はですよ、他のところはよくわかりませんけれども、僕は聞き及ばない。何かあると「だれがこうした」などと聞こえてくるんですけれども、実態が一切聞こえてこない。この方は[redacted]で[redacted]回、[redacted]の選挙に出馬して、初期の段階では当初[redacted]、逆風が吹いているときは[redacted]で、[redacted]をされています。その後[redacted]を続けて、こちらに住民票を移してきたと。所属政党も[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、そして現在は[redacted]に在籍をしている候補者です。

以上のことから、この候補者は推薦書にある住所に、僕の気持ちですけど、住所だけ移して居住実態がないんじゃないかなと思っているわけです。居住実態がない方を推薦することはできませんし、居住実態がない中で、ここが一番の肝で、鹿間委員がおっしゃったように実務をこなせるのかというところを考えると、ちょっとクエスチョンマーク。

恐らくこの方は、通称「三連ポスター」っていうんですけれども、それをずっと出しているということは、[redacted]状態ではないのかなと考えるのが普通じゃないのかなと。

蛇足ですが、この看板が立っている場所は、市の土地なんですよ。普通は民間の方の土地はお願いして「いいよ」と言われれば看板が立つんですけれども、この人たちの「三連ポスター」は、市内何百か所とあると思うんですけど、ことごとく市の土地とか JR の土地とか無許可で立てている。こういうことからも、この人個人の問題ではないんでしょうけれども、ちょっと遵法精神がないというか、倫理観のない人なんだなというのが僕の気持ちです。

今まで説明させていただいた中、それから各委員の質問のとおり、ご承知の中で過去の政治活動であったり、恐らく地域の国政選挙の候補者である、居住の実態に疑義がある、さっき言った三連のポスター。

仮にですよ、この候補者がこの協議の推薦を得て県にあがって、県にそれが認められたときに、主任児童委員の職務を選挙前の忙しい時期に、代議士になった時に、[redacted]に住んでいる、200人か300人が住んでいる地区かわからないんですけど、その人たちの面倒をちゃんと見れるのかというときに、僕は、それはちょ

っと無理だと思うんですよ。それは、事務局から最初に配布していただいた「別紙2」というところに「主任児童委員候補者に係る選任基準について」の1番目に書いてあるんですけど、「児童健全育成の中心となって積極的な活動が期待できる者」とあって、ここだけ見てもこれだけ疑義が生じている中で、積極的にこれができるのかとなると、僕はクエスチョンマークを付けます。僕の意見はそこまでです。

あとはこの後、ご質問がなければ、各自、候補者について皆さんにお諮りをして、それぞれ県にあげていくのか、或いは落とすかについては皆様の判断にお任せしたいと思っています。

〇滝口委員

ちなみに、この[redacted]の子ども食堂ができたのは、令和3年の4月です。2年11か月は経っていません。やってることは分からないですよ。その前からやっているかはわからないけれど、この子ども食堂ができたのは令和3年の4月です。以上です。

〇議長（永原委員長）

補足説明ありがとうございました。他はございますか。

それでは、他にないようでございますので、採決をしたいと思います。通常でしたら、候補者全員について採決をするんですけれども、こういった話が出ていますので、2人は別々に採決をしたいと思います。

〇鹿間委員

採決をするというのは、今日のこの意見交換と、この資料と事務局の説明で、今日、推薦するかしないかという二者択一の挙手を求めるということですか。

〇議長（永原委員長）

そのつもりでいました。この審査会自体が、事務局がお配りした資料と皆さんの意見をもって賛成するか否か、「賛成できないね」、「推薦できないね」というのがこの審査会の趣旨だと僕は思っている。場合によってはですよ、もっと細かく調べてからもう1回あげてきてくださいという手もあると思うんですけど、県に書類をあげることはできないので差し戻すという形になろうかと思うんですけれども、疑義がこれだけ生じている、当然あると思うのですが皆様の意見が。あくまでも、県に推薦するかしないかを決める場だと理解しています。

〇清水委員

確認です。鹿間委員がおっしゃった生活の実態を確認する、というのは分かるの

ですけれど、どこまでの実態を確認して、どの段階で線引きをするのか難しいと思うんです。議長がおっしゃった、この場で採決するというのも一つの手であって、今までの状況で判断して採決をし、今回推薦できなかった、でも地元で推薦したいという形があれば、次に出すことは可能ですよね。

〇事務局（大倉野課長）
　はい。

〇議長（永原委員長）
　1回ここで推薦が通らなかったとしても、再度居住の実態等を例えば自分で証明するなどここにあがった疑義がクリアできるようであれば、2回目、3回目諮るのは、それはやぶさかではないと思います。

〇鹿間委員
　今言った、疑義がクリアできるかできないかというのが、今時点でできていないじゃないですか、この時点では。それを、例えば、内容を詰めるように言って、この方を保留にするのか、いや今日の時点では今日の時点で、そういう疑義があったんだからここでは1回×にするか。それで、「こういう事情があって推薦されませんでした」ということを事務局が地元の会長さんたちへ説明してもらって、「いやそれでもクリアにして出す」ということであれば、またこの場にあげるということですね。

〇議長（永原委員長）
　その可能性もあると思います。今日はあくまで決める場なので、どうなるかはこの方たちというか、[redacted]さんがどうしてもあげたいということであれば来るでしょうし、状況が変わらなければ同じことが繰り返されるでしょうから、クリアした状況になればでしょうね。結果まだ採決していないのでわかりませんけどね。
　はい、髙梨委員。

〇髙梨委員
　聞いていると、この人がダメという前提で話している。推薦書を見ると、地区会長が推薦しているんですよ。民生委員って、欠員とか何とかで大変なんですよね。民生委員、主任児童委員なんてなかなかなってくれるのは難しいんですよ。100％完璧な人なんて誰1人いませんよ。
　最初からこの人がペケの話で進んでるんですよね。推薦してくれた[redacted]さんも何だ、と思いますよ。

〇清水委員
　いいですか。

〇議長（永原委員長）
　はい。

〇清水委員
　主任児童委員の仕事を、要は子どもへの支援を民生委員と連携しながら、もちろん学校等と連携しなければいけないと認識しております。少子化で核家族になって、育児の関係だとか児童虐待だとかいじめだとか不登校だとか色々な問題がある中で、複雑になってきて、お話があったとおりやっていただける方はすごく大切だと私も思っているんですね。 ただ、実際に地域の中で実務をこなしていけるかという不安が皆さんあって、私の中でもあります。
　政治活動については、当然やっちゃいけないことなので、常識的なことなので、そこは事務局のほうからきちんとやってくれると思います。
　あとは、最後にお話のあった、地域の方から、要は[redacted]さんから推薦があったというところを私どもがどう考えるかと思いますね。
　ただ一方で、生活の実態があるかないかっていうこともあって果たしてやっていけるのか。なり手がいないじゃないですか。そこをやっていただけるというのを、行政としてはそこをありがたいと思っていて。そこをどう落としどころにするのか、私も今日参加するのに難しいと思っていて、で、冒頭に及川委員の意見、民生委員を代表している方々のご意見をおうかがいして、自分もどっちにしようかと考えていたんです。で、そうしたところ、髙梨委員から[redacted]さんというお話も出たので、委員長、ここでの意見を[redacted]さんにお話しするっていうのは。

〇議長（永原委員長）
　あくまでもここは審議会で、採決をする、決を出さなければいけないじゃないですか。

〇髙梨委員
　審議会なのに、私「反対です」と、審議するのに一番先に「私、反対です。」と、この人は駄目というところから入っている。私たちはこの人のことをよく知らない。出てきた推薦書で、「この人はこういう人かな」というくらい。「この人はこんなに悪いことをしている」として決を採ろうとすると、賛成の人はまずいないと思うんですよ。

○議長（永原委員長）
　それがまさに委員会だと思うんですよ。委員会というのは、資料や各委員の意見をきいて、自分の中で、この人をこのまま推薦するのかしないかを決めるわけですから、誰かに対して「あなた反対してください」、「賛成してください」と・・・
　今は発言しています。意見をきいてもらっていいですか。
　各自が疑義が生じていることを事務局にきいたり、自分の知り得た情報をテーブルに出しました、それを皆さんが判断するわけですから、問題はないと思いますけれども。

○髙梨委員
　反対と言いましたよね。

○議長（永原委員長）
　それは心の中の気持ちであって、決を採るときに賛成であれば賛成、反対であれば反対でよろしいのではないですか。

○髙梨委員
　これだけ話して賛成だ反対だと手を挙げるのですか。

○議長（永原委員長）
　髙梨委員は、決を採るなということでよろしいですか。

○髙梨委員
　だからさっき言ったように、推薦してきた[redacted]さんの話をきかないと。推薦書の内容を信用するわけですよね。その内容は何だ、ということになってしまいますよね。

○議長（永原委員長）
　それは、推薦書を書いてくださった方の立場もわかりますけれども、あがってきたものに対して決を届けるだけでよろしいのではないですか。委員会として決を採らなければいけないわけですから。

○滝口委員
　髙梨委員の気持ちはわかりますよ。民生委員を決めるのは大変です。今は、昔と違ってなかなかいない。来てくれない。やってくれない。地域でいないところは見ればわかりますけれども、だからと言って、私たちはこの人を推薦していいか。

[redacted]さんは、私これから行こうと思っているんですけど、[redacted]さんは、ただ「この人を推薦してください」と言って、ある方が来たと思う。だから[redacted]さんは、そこで拒否ができないと思うんですね。地区の長として、「書類をあげさせていただきます」って、言ったかもしれません。だから、推薦書があがってきたかもしれませんので、[redacted]さんに責任というのは、そりゃ調べるにしても書面のことは本当のところはわからないと思います。政治的なことが分からない人はなお分からない。私たちみたいに政治的なこと、まあ、永原委員や竹内委員は議員をやっていますから政治的なことはよくわかるんでしょうけれども、私も市内を走っていてこういう状態であったら、これは書類を見ていて「ちょっとおかしいんじゃないかな」というふうな感じを受けたんです。

確かに委員を推薦するというのは、本当に大変です。福祉の仕事をしていたのでそれはよくわかります。だからと言って、「何でもいいから推薦しちゃいましょう」というのは、私たち委員の中でも無責任だと思うんですよ。やはり、この委員会があるから、ちゃんと調べて、賛成で、今まで否決されたこともなくそのままきましたけど、今回の場合はちょっと今までの例とは違うんではないかなと私は思いまして、委員の皆様が色々調べてくださいまして、今も説明してくださったけれども、そういうことがあるからここで採決を採っても私はいいと思います。

髙梨さんの気持ちはわかります。[redacted]さんも地区会長ですから、これから[redacted]さんのところへ行ってきたいと思っております。

〇竹内委員

委員長。

〇議長（永原委員長）

はい、竹内委員。

〇竹内委員

髙梨委員のお気持ち、本当によくわかるんですよ。1人の民生委員、主任児童委員を出すのは。欠員が出たと言われれば出さなければいけない。地区の方がどれだけご苦労されているかということ、本当に思っております。

事実、私地元で「主任児童委員をやってくれないか」と声がかかったことがあるんです。2期目のときに。今3期ですけど。実は、私も政党所属の議員です。私どもの政党では、市議として、民生委員のように特定の人の面倒を見る役職は辞退してくださいと、やはり市全体を平等に見なければいけないということで、そういう決まりで「本当に申し訳ございません、引退しましたら、そのときにまた声をかけていただければ受けさせていただきます」なんて話をしたんです。それで、私、一生懸命探

したんですね、で、やっていただける方がいたんですよ。それで、1期だけ主任児童委員をやってくださったんですよ。だけど子育てしながらの方だったので、その気持ちが強い方で、仕事されてなくて、学校へ行っている子どもを2人抱えながらやってくださった。だけど、やはりどうしても会議に出られないときに、厚生労働大臣から委嘱されて、やっぱり責任を持ってやってくださいと地元の方から言われてしまって、それでしゅんとなってしまって 1 期で辞められてしまったんです。だから本当に、完璧にやるというのは大変な話で、髙梨委員が言われていること、十分お気持ちわかります。
　この審議会では、決して決めつけではなくて、髙梨委員のお気持ちよくわかりますので。

〇及川委員
　いいですか。

〇議長（永原委員長）
　どうぞ。

〇及川委員
　この会議の3日前だったかな、資料を見て、ちょっと引っかかることがあって、[redacted]さんに電話で確認させてもらったんですね。1つは、「[redacted]を務めた大物がどうして主任児童委員になってくれるという話になったのですか。」ときいたら、[redacted]の子ども食堂を主催する[redacted]さんのほうから「手伝ってくれている方で『主任児童委員になってもいい』と言ってくれている方がいるから推薦したい」という話があって、「では書類を渡しますからつくってください」 と。[redacted]さんも、書いてきた書類を見て「履歴を見てびっくりした、困ったな」というふうに思ったが、そのまま市に出した、というような形で、「本人とは会って、連絡して話をしたんですか」ときいたら「本人とは会っていない」という話でした。
　あとは、欠員があって主任児童委員1人では大変だから手を挙げてくれた人がいて、条件を満たしているしありがたい話だということで挙げた、というような話でした。

〇議長（永原委員長）
　他はございますか。

〇鹿間委員
　ちょっといいですか。

○議長（永原委員長）
　はい、お願いします。

○鹿間委員
　委員長が、この委員会を資料に基づいて、或いは委員の意見をきいてこの場で聞いて決める、採決するのが委員会の役目ということでいいですよね。

○議長（永原委員長）
　それは思ってます、はい。

○鹿間委員
　そうすると、その前段で、我々委員が候補者を判断する前提条件としては、この書面しかないですよね。まず一義的には。そうすると、書面上は一応クリアしていると思うんです。その次に、書面上でなく我々が知っていることを「こういうことだ」と疑義をあげると。で、その確認というか、判断のつけ方、政治活動については、なる前のことはいいんだと、なってからこの人がやらなければいいんだと、利用することにならないという、ここは「なし」ということで、さっき説明がありましたよね、でもそれについて、我々が過去にこういうことがあって、看板がこうなっているし、実態がこうなっているし、それには疑義が生じているんだ、いうことでそれが題材にあがっているんだけれども、でもそれは、なってから以降は活用するかはわからないですよね。活用するかどうかは。ただ、過去の経緯からするとそうなるんじゃないか、という意見が出ていると。それを、他の各委員が判断して「そうだ」と判断して結論づけると。でも、何度も言っているけど「不詳」の意味がわからないんですよ。

○議長（永原委員長）
　僕はですよ、繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、事務方からあがってきたこの書類と、ここで皆さんが知りえている情報をテーブルに乗せたうえで、推薦するのが心配だと思う方は手を挙げないことになると思います。最悪、差し戻すなり何なりしてもう1回やりたいというんだったら、是非あげてきてください、数が足りないと、今までの発言やご意見を総合的に材料として判断していただいて、心配があるんだったら、推薦っていうのは、自信あるからするもので責任がありますから、その自信がなければ手を挙げられないのは各委員の判断では。

○鹿間委員

今の段階では自信をもって推薦するとは言えないです。かといって、駄目という言い方は・・・何というか、これ1回切っちゃったら、また地元から「なる人がいないのでまた挙げてもいいですか」と言われたら、それはそれでいいんですよね。

〇議長（永原委員長）
もちろん。
はい、滝口委員。

〇滝口委員
今回、1回保留にして、少し様子を見てもう1回出すということもできますよね。

〇事務局（兵藤係長）
もう一度推薦をあげるという点は同じです。

〇鹿間委員
今日の段階では、どっちかっていう、採決しなければいけないというのがあったので、今ちょっと迷ってる、保留ってことではないんです。

〇議長（永原委員長）
繰り返しになりますが、仮にバツになったとしても、芽が摘まれるわけではなくて。

〇鹿間委員
今の話をきいていると、諸手をあげて賛成というのは今の私はないです。ないんだけれども、でも、書面上ではOKだし実態はよくわからないし、なってから政治活動をしなければいいんだということだったので、それはわからないですよ。

〇事務局（大倉野課長）
すみません。「民生委員の地位を利用した政治活動」なんです。その区域内で「私は民生委員ですが、今度立候補することになったので・・・」ということは完全にバツです。なので、なられた後には私どもで必ず説明会を開催して、そこで「地位を利用した政治活動はできませんよ」ということを、もしこの方がなられる場合は、今までよりかなり強めに話をしなければいけないということは事務局内で話をしております。
さっきお答えができなかったのですけれども、「民生委員の地位を利用した政治活動の禁止」が民生委員法第16条にありまして、職務上の地位を政治に利用することは禁止されており、これに違反した者は、民生委員法の規定により解嘱される

ことがあります、なので、規定に触れてしまった場合は、市のほうから県に、進達して、「解嘱してください」となります。なった後も、監視ではありませんけれども、そういう目はついてまわる、ということではあります。

〇議長（永原委員長）
　よろしいですか。
　はい、石川委員。

〇石川委員
　私たちが審議してこれが最後なんです。これで県に書類が行くんです。だから、ここに選ばれている私たちはそれにふさわしい、ちゃんと色々なことを判断して、判断してくださいと託されているメンバーだと思うので、そこは決を採る、いい悪いの最終的な判断をするんだけれども、私たちが安心して「この人なら大丈夫」と思えない人は、私は推薦するべきではないと思います。パッパッと切るようで、一生懸命推薦してくれる方もいるんだけれども、私たちは最後の砦なわけです。民生委員の方にとっては。私は、それくらいのプライドを持って民生委員推薦会に来ています。
　なので、やっぱりいけないものはここで一度差し戻して、他の方でもいいし、この方がもし熱心に本当にやりたいということであれば、もう1回あげてもう一度みんなで考えるということで、よろしいのではないかと思いました。以上です。

〇議長（永原委員長）
　ありがとうございました。
　それでは、審査会でございますので、決を採らせていただきたいと思います。個別に案件を分けて採決させていただきたいと思います。
　まず初めに、[redacted]候補者を、県に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成委員挙手）

　挙手全員でございますので、[redacted]候補者につきましては、県に推薦することにいたします。

　続きまして、[redacted]候補者を、県に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成委員挙手）

　賛成1名でございます。
　次に、推薦することに反対の方は挙手をお願いします。

（反対委員挙手）

　反対多数でございます。
　それでは、賛成少数でございますので、[redacted]候補者については、今回については、県に推薦はしないと決議いたします。

〇議長（永原委員長）
　その他ございますか。無いようでしたら、これをもって議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

〇事務局（兵藤係長）
　ありがとうございました。
　なお、本推薦会につきましては、年3回、5月・9月・1月に開催予定となっております。次回1月の開催に向け、引続き、欠員地区の候補者選出に取り組んでまいりますが、候補者の推薦が無かった場合には、開催はいたしません。
　以上をもちまして、木更津市民生委員推薦会を閉会いたします。
　なお、「候補者資料」につきましては回収させていただきますので、そのまま机の上に置いて帰られますよう、お願いいたします。
　本日はありがとうございました。

議事録署名人　　及 川　勝 正

　　髙 梨　豊